

政法第4022号
答申第429号
平成28年3月31日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年7月26日付け〇〇第242号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第525号

平成25年6月27日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月2日付け〇〇第100号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成25年5月2日付け〇〇第100号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）のうち「②証拠書類」を不開示とした決定を取り消し、平成22年度生徒会、PTA及び同窓会会計の証拠書類のうち、支出先を〇〇〇〇高等学校女子テニス部（以下「テニス部」という。）とする支出決議書（以下「本件文書」という。）について開示決定等をすべきである。
- 2 実施機関のその他の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨はおおむね以下のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
本件決定を取り消すとの決定を求める。
- 2 異議申立ての理由
本件決定は次のとおり違法である。
 - (1) 開示請求に係る行政文書は、教育長が学校長に対し「千葉県立学校私費会計取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）において、その作成及び5年間保存することを規定している。当該行政文書を規定に違反して作成を怠り、また廃棄することは違法である。
 - (2) 〇〇〇教員（以下「〇〇教諭」という。）がこれまでテニス部部員から集金したお金について合理的説明、つまり保護者に対して取扱要綱に基づく説明は全くされていない。
領収書のないガソリン代、謝礼、飲食代金など、〇〇教諭の記憶による経費精算を会計報告として保護者に受入強要する対応は問題である、改善すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

- 1 行政文書開示請求について
異議申立人は実施機関に対し、平成25年4月1日付けで「取扱要綱第4条第4項の規定に基づき、会計担当者が整理保管を行っている、①諸帳簿、②証拠書類、この2件を開示請求する。上記開示請求の範囲は、平成22年

度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)の期間のテニス部とする。」を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

(1) 異議申立人が指摘するとおり、取扱要綱においては、請求書等の支出証拠書類等を作成し、5年間保存することを規定しているところ、本件請求を受けてテニス部会計において該当する文書を検索したが存在せず、取扱要綱の規定に違反して作成を怠り、あるいは廃棄していたことが認められた。そのため、当該文書を保有していないことから本件決定を行ったものである。

(2) 県立学校の私費会計事務を所掌する実施機関においては、当該学校における私費会計に関する取扱いを再確認し、当該学校に対し今後の事務処理について、取扱要綱に則って行うよう改めるとともに、過去の書類についても可能な限り再整備を行うよう指導したところであり、当該学校においても指導に従い改善を進めていく所存である。

(3) 県立学校における私費会計事務の取扱いに係る内部事務規範である取扱要綱違反は認めるところであり上記(2)のとおり改善を進めるが、物理的に書類を保有していないので、本件決定を取り消しても開示することはできない。

(4) その他の主張について、本件決定に対してなんら影響を与えるものではない。

第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書について

異議申立人から提出された意見書の内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求の趣旨について

テニス部の顧問〇〇教諭の要求に従って、私は数十万円の現金を〇〇教諭へ支払った。

この〇〇教諭に現金を支払った保護者としては、その使途が目的に沿って適正に支出されたかを確認するために本件請求を行った。

2 校長の義務

取扱要綱の中では、部活動の徴収金に関して、「校長は、責任者としてすべての私費会計に係る事務処理を統括し、所属職員を指揮監督する。」と取扱要綱第3条に規定され、第4条第3項及び第4項では金銭などの諸帳簿の

作成と保管を規定したうえで、第7項には文書主義、第8条では5年間の保存義務を規定している。

したがって、テニス部の一部の保護者から数十万円に達するテニス部活動費を徴収した事実が記載された、取扱要綱に基づく、支払者名である保護者などの個人情報に記載した記録、行政文書を開示する義務が校長にはある。

- 3 実施機関作成の理由説明書において、取扱要綱の規定に違反して作成を怠ったと認められるため文書を保有していない旨の記載があり単純な行政手続の怠慢を理由としている。

しかし、理由説明書においては、行政文書を「廃棄したと認められる」との記載もあり、単純な行政手続きの怠慢とは異なる意図的な行政文書の隠ぺいを示しており、理由説明書の内容は矛盾している。

校長は誰から集金したものかも記録確認せずにそれぞれの会計処理を裁断したとの説明が事実であれば、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に違反する。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について
本件請求及び本件決定は第3の1及び2のとおりである。
- 2 本件決定の妥当性について
 - (1) 本件請求について、実施機関に説明を求めたところ、テニス部会計担当者が整理保管を行う諸帳簿及び証拠書類に範囲を限定して文書の探索を行ったが、テニス部会計担当者が諸帳簿及び証拠書類の作成を怠り、又は廃棄してしまったため、当該文書は存在しなかったとのことであった。

本件請求に係る諸帳簿及び証拠書類は、実施機関の作成する県立学校私費会計取扱マニュアル第1章の3(10)において、「諸帳簿及び証拠書類等は、原則として、5年間保存するものとする」と規定されており、文書での保管が前提とされているため、実施機関に作成義務のある文書であると認められる。

また、本件請求には「開示請求の範囲は、平成22年度の期間のテニス部とする」との記載があり、本件請求の趣旨は、テニス部会計担当者が整理保管を行う諸帳簿及び証拠書類に限定したものではないと解される。このため、テニス部以外の会計担当者が整理保管を行う、テニス部における平成22年度の諸帳簿及び証拠書類についても、本件請求の対

象に含まれると解するのが相当である。

そこで、当審査会は実施機関に対し、テニス部以外の会計担当者が整理保管を行う、テニス部における平成22年度の諸帳簿及び証拠書類についても探索を求めたところ、本件文書が確認された。

P T A及び同窓会は実施機関とは異なる団体であるが、P T A及び同窓会会計の証拠書類は、取扱要綱に準じて〇〇〇〇高等学校の校長の管理のもと、学校において実施機関の職員により保有・保存されているものであるから、これら証拠書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第2条第2項に定める行政文書に該当するものと解することが相当である。

したがって、実施機関は、本件文書についても特定の上、開示決定等をすべきである。

(2) また、本件文書以外にテニス部会計として整理保管する諸帳簿及び証拠書類が存在すべきであるが、実施機関は取扱要綱に違反し作成していない、もしくは廃棄したとのことであり、これを覆すに足る事情も見出せないことから、実施機関の事務処理には問題があるが、本件請求に係る本件文書以外の文書を保有していないことについては、結果として是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件決定のうち「②証拠書類」を不開示とした決定を取り消し、本件文書について開示決定等をすべきであるが、その余の部分について、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月26日	諮問書の受理
平成25年9月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年10月21日	異議申立人の意見書の受理
平成27年9月30日	審議
平成27年10月29日	審議
平成27年11月25日	審議
平成28年1月27日	審議
平成28年2月24日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)